

発議案第 5 号

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第 14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	高 橋 安 子
賛成者	〃	横 澤 駿 一
〃	〃	高 橋 恵
〃	〃	齊 藤 勝 浩
〃	〃	昆 秀 一

「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書

間違った裁判で有罪判決が確定した人が裁判をやり直す再審は、無実の人を救済する最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

気の遠くなるような長い年月、自由や人としての尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようのない歳月を人生から刻み取られた果てに無罪になったとして、果たして救済といえるか疑問であります。

これまでの再審の結果無罪判決となった事例においては、捜査機関で集めた全証拠のうち、有罪立件の観点にそぐわず提示しなかった証拠が、裁判のやり直しの決め手となったことは多くの国民に衝撃を与えています。

また、再審の決定が出されても、検察が、やり直しの裁判において有罪を立証する機会が与えられているにもかかわらず、不服申し立てをすることによって再審に数年から数十年という時間を要し、無実の者の救済が遅れてしまうのが実情です。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を行うことを要請します。

記

- 1 再審に際し捜査機関で集めた証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てに対し制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月19日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
法務大臣
衆議院議長
参議院議長
県選出国會議員 あて

岩手県矢巾町議会
議長 廣田 清実

発議案第 6 号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第 14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	小 川 文 子
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	ササキ マサヒロ
〃	〃	小笠原 佳 子
〃	〃	山 本 好 章
〃	〃	谷 上 知 子

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書

今、学校現場では、不登校の児童・生徒数が小・中・高等学校を合わせて 41 万人を超えるという深刻な状況が、文部科学省の 2024 年度調査により明らかになっています。小・中学校では 11 年連続の増加、高等学校においても過去最多となり、子どもたちの学びや成長の機会が脅かされています。加えて、子どもの貧困・いじめ・虐待・自殺・そして教職員不足、なり手不足など、教育を取り巻く課題は山積しています。さらに、教職員の長時間労働の実態も依然として改善されず、教材研究や授業準備といった教育の本質にかかわる業務に十分な時間を確保できない状況です。

このような中、次期学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の働き方改革の実現に深くかかわるものであり、その見直しが喫緊の課題となっています。とりわけ、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になり、子どもや教職員に過大な負担となる、現在の「カリキュラム・オーバーロード」の状態を抜本的に改善するためには、指導内容の精選及び標準授業時数の削減が必要不可欠です。

つきましては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容の精選等を行い、「カリキュラム・オーバーロード」の状態を早期に改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 1 9 日

内閣総理大臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文部科学大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
県選出国會議員 あて

岩手県矢巾町議会
議 長 廣 田 清 実

発議案第 7 号

ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第 1 号)第 14条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	小 川 文 子
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	ササキ マサヒロ
〃	〃	小笠原 佳 子
〃	〃	山 本 好 章
〃	〃	谷 上 知 子

ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書

2021 年の法改正により、小学校の学級編制基準は、2025 年度までに 35 人に引き下げられました。また、中学校においても、2026 年度から段階的に 35 人に引き下げられることになりましたが、高等学校での早期引き下げも望まれています。岩手県においては、国に先だって 2019 年度から公立のすべての小・中学校で 35 人の学級編制となりましたが、高等学校の学級編制基準はいまだ 40 人のままであり、引き下げには至っていません。

また、教職員の超過勤務の課題については、文部科学省による教員勤務実態調査の 2022 年度調査と 2016 年度調査を比較すると、平日の在校等時間は減少したものの、自宅等へ持ち帰っての業務時間が増加しており、大きく改善されたとは言えず、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。それどころか、精神疾患による休職者の数は増加の一途をたどり、更に、病休者や産育休者の代替が見つからず、未配置状況が慢性化しています。子どもたちの多様化が一層進展するなどの状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応など、学校現場で解決すべき課題もまた多様化していることが、教職員の長時間労働に拍車をかけている状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制基準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

全国を見ると、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。教育の機会均等と水準の維持向上のためには、国が責任をもって地方自治体における教育予算を確保することが不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、2026 年度政府予算編成において、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、小・中学校におけるさらなる学級編制基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源における教育予算の確保を国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 9 月 1 9 日

内閣総理大臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
県選出国會議員 あて

岩手県矢巾町議会
議 長 廣 田 清 実